

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
りんくう翔南高等学校	<p>学校の敷地内に行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行っていない物件が設置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 569 1356 726"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>使用目的</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">泉南市</td> <td>カーブミラー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>避難所表示板</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>泉南警察署</td> <td>交通標識</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	使用目的	数量	泉南市	カーブミラー	1	避難所表示板	2	泉南警察署	交通標識	3	<p>設置者に対して速やかに使用許可又は使用承認の申請手続を行うよう求めるとともに、今後は大阪府公有財産規則を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 使用承認 他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第4号)を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 (略) 第9 使用承認 1 (略) 2 使用承認の留意点 (1)・(2) (略) (3) 同じ会計間における使用承認のうち、 ① 行政財産を使用承認する場合については、規則 § 23、§ 24、§ 25、§ 31を準用すること。 この場合においては、使用料を徴収しないものとする。 (以下略)</p>	<p>カーブミラー、避難所表示板については、泉南市からの行政財産使用許可申請を受け、使用許可した。</p> <p>また、交通標識については、泉南警察署において、交通標識2枚を撤去し、他の1枚を敷地外に移設した。</p>
設置者	使用目的	数量												
泉南市	カーブミラー	1												
	避難所表示板	2												
泉南警察署	交通標識	3												

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年1月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>泉南警察署</p>	<p>淡輪交番においては、岬町が交番建物屋上部分に付属の引込柱を使用して、外灯用電線を設置しているが、行政財産使用許可の手続が行われていなかった。</p>	<p>行政財産使用許可等の手続を進めるとともに、今後は財産管理のルールを十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4の第7項の規定により、その使用を許可することができる。 (5) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。</p> </div>	<p>平成28年2月16日付で、直接電柱から電線を引き込む工事をしたため、行政財産使用許可は、不要となった。 今後は、署員に対して、関係法令等について周知徹底を図り、財産管理のルールを十分理解し、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年1月19日）